

令和5年第5回荒尾市議会(定例会)議案(別冊)目次

議案番号	件名	ページ
議第96号	荒尾市ウェルネス拠点施設条例の制定について	1
議第97号	荒尾市ウェルネス拠点施設整備・運営事業契約の締結について	7
議第98号	指定管理者の指定について(荒尾市ウェルネス拠点施設)	9
議第99号	令和5年度荒尾市一般会計補正予算(第6号)	11



荒尾市ウェルネス拠点施設条例の制定に  
ついて

荒尾市ウェルネス拠点施設条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市ウェルネス拠点施設条例

別紙添付

提案理由

地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、荒尾市ウェルネス拠点施設の設置及びその管理について定めたいからである。



# 荒尾市ウェルネス拠点施設条例

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 荒尾市地域活性化拠点施設（第 4 条・第 5 条）
- 第 3 章 荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（第 6 条・第 7 条）
- 第 4 章 指定管理者（第 8 条・第 9 条）
- 第 5 章 雑則（第 10 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （設置）

第 1 条 多世代の健康づくりと地域振興を図るとともに、子どもからお年寄りまで全ての人々が、心豊かに健康で快適に過ごせる環境の創出に資する拠点として、荒尾市ウェルネス拠点施設（以下「ウェルネス拠点施設」という。）を設置する。

#### （名称及び位置）

第 2 条 ウェルネス拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	荒尾市ウェルネス拠点施設
位置	荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業地 1 2 街区内

#### （ウェルネス拠点施設の構成）

第 3 条 ウェルネス拠点施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 荒尾市地域活性化拠点施設
- (2) 荒尾市保健・福祉・子育て支援施設

### 第 2 章 荒尾市地域活性化拠点施設

#### （目的）

第 4 条 荒尾市地域活性化拠点施設（以下「地域活性化施設」という。）は、道路利用者への良好な休憩の場の提供、地域情報の発信等により市民と来訪者との交流を促進するとともに、農産物等の地場産品の販売による地域産業の振興を目的とする。

#### （事業）

第 5 条 地域活性化施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 道路利用者への休憩の場の提供その他利便性の向上に関する

こと。

- (2) 道路情報、観光情報、地域情報等の発信に関すること。
- (3) 市民及び来訪者の交流の促進に関すること。
- (4) 地元特産品、飲食物その他の物品の販売に関すること。
- (5) 災害発生時における防災拠点としての被災者への支援に関すること。
- (6) 有明海沿岸地域における他の施設との連携の推進に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めること。

### 第3章 荒尾市保健・福祉・子育て支援施設

(目的)

第6条 荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（以下「保福子施設」という。）は、市民の健康づくり及び子育て支援、福祉の増進並びに社会福祉活動の向上を目的とする。

(事業)

第7条 保福子施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の健康の保持及び増進に関すること。
- (2) 社会福祉活動の支援に関すること。
- (3) 子ども及び子育て家庭への支援に関すること。
- (4) 多世代の交流促進に関すること。
- (5) 保健、福祉及び子育てに係る相談に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めること。

### 第4章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第8条 ウェルネス拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ウェルネス拠点施設の使用の許可に関する業務
- (2) ウェルネス拠点施設の利用に係る料金に関する業務

- (3) 第5条各号に掲げる事業に関する業務
- (4) 第7条各号に掲げる事業に関する業務（市の直営事業及び荒尾市社会福祉協議会が実施する事業を除く。）
- (5) ウェルネス拠点施設の建物及び設備等の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がウェルネス拠点施設の管理及び運営に関し必要と認める業務

#### 第5章 雑則

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。





荒尾市ウェルネス拠点施設整備・運営事業  
契約の締結について

次のとおり事業契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 荒尾市ウェルネス拠点施設整備・運営                              |
| 2 | 契約の方法  | 公募型プロポーザル方式による随意契約                             |
| 3 | 契約金額   | 4,781,122,599 円                                |
| 4 | 契約の相手方 | 熊本県荒尾市宮内出目 1180 番 1<br>株式会社 梨の花<br>代表取締役 藤岡 浩明 |

提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、議会の議決を必要とするからである。



指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

荒尾市ウェルネス拠点施設条例（令和 5 年条例第 号）第 8 条の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

名 称 荒尾市ウェルネス拠点施設

2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び所在地

名 称 株式会社 梨の花

代表者 代表取締役 藤岡 浩明

所在地 熊本県荒尾市宮内出目 1 1 8 0 番 1

3 指定の期間

荒尾市ウェルネス拠点施設整備・運営事業契約締結日から令和 2 3 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を必要とするからである。



令和 5 年度荒尾市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度荒尾市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,985 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,098,396 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		5,744,285	1,492	5,745,777
	2 国庫補助金	1,580,793	1,492	1,582,285
20 繰越金		66,334	1,493	67,827
	1 繰越金	66,334	1,493	67,827
歳 入 合 計		26,095,411	2,985	26,098,396

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商 工 費		659,426	2,985	662,411
	1 商 工 費	659,426	2,985	662,411
歳 出	合 計	26,095,411	2,985	26,098,396





(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
7 商工費	659,426	2,985	662,411
歳出合計	26,095,411	2,985	26,098,396



2 歳 入

(款) 15 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	5,744,285	1,492	5,745,777
	2 国庫補助金	1,580,793	1,492	1,582,285
	1 総務費国庫補助金	708,492	1,492	709,984
20	繰越金	66,334	1,493	67,827
	1 繰越金	66,334	1,493	67,827
	1 繰越金	66,334	1,493	67,827

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務費国庫補助金	1,492	1 デジタル田園都市国家構想推進交付金
1 繰越金	1,493	1 繰越金

3 歳 出

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		659,426	2,985	662,411	1,492	1,493
1	商工費	659,426	2,985	662,411	1,492	1,493
	2 商工振興費	368,171	2,985	371,156	国庫支出金 1,492	1,493

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	2,985	1 荒尾市ウェルネス拠点施設整備事業費 工事施工に伴う委託料	2,985 (2,985)